

埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会秩父地域部会設置要綱

(目的)

第1条 管内の農業水利施設に係る各種事業について、秩父農林振興センター、及び市町、土地改良区等(以下、「施設管理者」という。)が緊密に連携し、効率的な事業の推進及び実施するため、埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会設置要綱第5条により、「埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会秩父地域部会」(以下、「地域部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業水利施設の保全管理に係る普及啓発、各種施策の実施に関すること。
- (2) 農業水利施設台帳の作成及び管理に関すること。
- (3) 基幹水利施設修繕・更新計画マスタープランの検討、事業管理に関すること。
- (4) 農業水利施設の管理体制強化の検討に関すること。
- (5) 農業水利施設の機能診断、保全計画策定、対策工事等の調整に関すること。
- (6) 施設監視計画に基づいた監視状況の把握に関すること。
- (7) 突発的な事故に対する緊急補修等の対策工事の調整に関すること。
- (8) その他農業水利施設に係る各種事業の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 地域部会の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 3 構成員は、部会長を補佐し、部会長に事故や欠員があるときは、互選により部会長代理を選出しその職務を行う。

(会議)

第4条 地域部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、別表に掲げる職にある者のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。
- 3 部会長は、その会議の内容に応じ、招集する部会員を選定することができるものとする。

(報告)

第5条 部会長は、別表に掲げる職にある者のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

- 2 地域部会にて検討した事項については、委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 地域部会の庶務は、秩父農林振興センター農村整備部整備支援・管理担当において

処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

